

旭市技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

平成 20 年 3 月

1 策定の目的

地方公共団体の技能労務職員の給与については、同種の民間事業者の従業員に比べ高いのではないかと指摘があります。このため、旭市において技能労務職員の給与等の現状を示すとともに、今後の基本的な考え方などについて方針を策定します。

2 現状

(1) 技能労務職員の人数・平均年齢・平均給与等の状況（19 年 4 月 1 日現在）

区分	旭市			民間		比較 A/B
	職員数	平均年齢	平均給与 A	平均年齢	平均給与 B	
清 掃 職 員	9 人	31.8 歳	229,063 円	43.3 歳	299,800 円	0.76
調 理 員	34 人	50.4 歳	255,839 円	43.1 歳	282,300 円	0.91
用 務 員	9 人	50.5 歳	254,789 円	53.9 歳	227,200 円	1.12
自 動 車 運 転	7 人	49.2 歳	385,202 円	48.1 歳	331,300 円	1.16
そ の 他	5 人	40.4 歳	306,480 円	—	—	—
計・平均	64 人	46.9 歳	270,032 円	—	—	—

※民間のデータは総務省から示されたデータであり、「賃金構造基本統計調査」の平成 16 年～平成 18 年の 3 ヶ年平均となっています。なお、「賃金構造基本統計調査」の労働者は臨時労働者など非正規従業員も含まれます。

※平均給与とは、月々支給される給料と諸手当(期末・勤勉手当等を除くすべての手当)の合計をいいます。

(2) 年齢別職員数（19 年 4 月 1 日現在）

区 分	20 歳～29 歳	30 歳～39 歳	40 歳～49 歳	50 歳～59 歳	計
全 体	5 人	10 人	19 人	30 人	64 人
清 掃 職 員	4 人	4 人	1 人	—	9 人
調 理 員	—	2 人	13 人	19 人	34 人
用 務 員	—	1 人	2 人	6 人	9 人
自 動 車 運 転	—	1 人	3 人	3 人	7 人
そ の 他	1 人	2 人	—	2 人	5 人

(3) その他給与に関する事項

(ア) 給料表について

技能労務職員の給料は、一般行政職等と同様に行政職給料表を用いて給料を決定しています。

(イ) 手当について

技能労務職員の手当は、一般行政職等と同様に扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末勤勉手当などが支給されます。

(ウ) 昇給基準について

毎年4月1日に前1年間における勤務実績に応じ、4号給（55歳以上は2号給の昇給）の昇給を行っています。

3 基本的な考え方

本格的な少子・高齢社会の到来、地方分権の進展など社会情勢が大きく変化している中、適正な職員配置と効率的な執行体制を確立するため、平成17年度に定員適正化計画を策定し、職員数の削減に取り組んでいます。

このような中、技能労務職員については退職者不補充により業務の民間委託などを進めた結果、合併時（H17.7）の74人から64人（H19.4）と10人の減となっています。今後も市民サービスの低下を招くことのないよう適正な配置を図りながら、技能労務職員の削減を進めます。

また、給与については、職務の内容を考慮しながら適正な支給に努めるとともに、市民に十分な理解と納得を得られるよう広報紙やホームページ等を活用しながら情報の提供を行います。

4 具体的な取組内容

(1) 給料表について

現行の行政職給料表を用います。

(2) 手当について

現行の手当を適正に支給します。

(3) 昇給について

技能労務職員の給与については、これまで他の職員と同様に、国の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に基づき適正に給与を決定してきました。なお、現状で示した民間従業員のデータについては、比較的到低賃金とされる臨時の従業員など非正規職員を含むことから単純比較は均衡を失するため、今後も国・県・近隣市の動向を注視しながら適正な給与の決定を行っていきます。

5 その他

(1) 職員数の削減見込みについて

技能労務職員については、5年後に定年退職により64人から51人となるほか、勸奨退職制度の活用などにより一層の削減が見込まれます。

	H19. 4 職員数	H24. 4 職員数見込	比較
清 掃 職 員	9 人	9 人	0 人
調 理 員	34 人	25 人	▲9 人
用 務 員	9 人	8 人	▲1 人
自 動 車 運 転	7 人	4 人	▲3 人
そ の 他	5 人	5 人	0 人
計	64 人	51 人	▲13 人

(2) 事務事業の見直しについて

事務事業を精査し、業務の縮小や廃止について検討します。

(3) 民間委託について

技能労務職員については、人材派遣・民間委託の推進という方針を平成 18 年に示し、退職者不補充や民間委託を進めており、「民間にできることは民間で」の考えを基本に一層の民間委託を推進していきます。